

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(海外送付には此他後に)
一號 貳圓五厘〇一箇月 前金五拾圓〇三箇月 前金壹圓四拾五圓〇六箇月 前金貳圓八拾五圓〇一箇年 前金五圓六拾圓〇月曜日休刊(此他大祭祝日等始末等一切休刊セズ)

一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報送付料

- 一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三圓
- 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾圓
- 三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三拾圓
- 四 香港を經て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、澳洲 一箇月 金六拾五圓
- 五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五圓

時事新報廣告料(約金)

- 一行五號活字廿四號 一日限 一日以上 七日以上
- 一行 二 付 十三號 十一號 十號 五號

廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき答に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿の付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に「報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の内容は凡て寄稿者に返戻せざ又本社に保存せず

時事新報

新聞記事取締の注意

今回政府にては朝鮮の事に關する新聞記事の取締に注意し之が爲めに發行停止を命ぜられたるものさへあるに至り今の日本社會の有様は軍人は申す迄もなく普通の人民までも無事無聊に苦しみて何か事あればと斷るものと殆んど一般の情なるが故に若し此際記事を書くに於ては國事の秘密を公にし又は種々の想像を逞ふして恰も小説的の記事を掲ぐるが如きあらんは忽ち人心を煽動せしめて容易ならざる事相を呈するに至る可し新聞記事の最も注意しむべき所にして我輩の如き今回の事に就て竊に聞く所のものも少なからず又かくくの事を記せば必ず時好に投じて大に喝采を博するものと自ら知らざるに非ざれば唯新聞記者たるの義務を守りて之を公にせざるのみ思ふに他の同業者も同様心に心得るものとあらん必ずしも他の取締を要せざるが如くなれば凡そ斯る場合に熟し

易きは普通の人情にして萬一にも人心を動かすに足る可き記事が一たび紙上に現はるときは覆水盆に返らず如何様にして之を取消すも又は其發行を停止するも最早や其甲斐ある可らず左れば政府の筋に於て此際特に取締に注意するは自から臨機の處置として敢て異議なき處なれば既に政府が新聞の取締に注意する上からは我輩も亦政府の筋に於て聊か所望なきを得ず從來政府の官吏が新聞記者に接する舉動を見るに兎角事を秘して知らしめず或は新聞紙に掲げて世に公にするも支支なきのみか寧ろ利益を爲る可き事柄にても尙ほ之を秘密に付して知らしめざるものとせよなきに非ず政機軍機に關する如き事柄ならんには尙ほでも秘密を守らしむ可し、犯す者は之を罰して一步も假す可らずと雖も唯秘密の一端のみ稱して何事も隠さんとするときは之を隠すは之を知らんと欲する者の多きも亦自然の人情にして偶然に何か開込む所あるときは其眞實秘密に付す可きものも然らざるもの區別を問ふに違わらず直に之を公にして却て事を誤るものとなきに非ず或は又種々の想像説を附會し所謂小説的の記事を捏造するが如き畢竟餘りに事を秘して一切開知せしめざるより生ずる弊弊にみれば政府に於て取締に注意する以上は苟も事の秘密に屬するものは嚴重に戒を守りて一切漏らざると同時に一般に知らしめて差支なき事柄は漏れざる之を公にして新聞に記載せしむるも寧ろ事の誤解を防ぐ所以なる可し或は政府の筋にても上位に在る長官の流には此邊の分別もあるとあらんやれども事の局に當る小官吏の輩に至りては何分にも變通の手に心に乏しくして只管事を窮屈にするの弊なきに非ざれば其局に當らしむるものには相應の人物を選みて其弊を避くるものと肝要なる可し新聞紙が不注意にして記事の筆を誤るときは忽ち處罰の制裁あれども官吏が漫に秘密法を嚴にして必要の界を越ゆるとあるも之を職權と稱して別に咎めらるゝ氣遣ひなきが故に念の爲にこれあれば無益の事までも隠すに若かず即ち今日の實際に於て往々不都合の生ずる原因なれば呉れくも相應の人物をして局に當らしめ實際の不便を少なくせんものと我輩の敢て希望する所なり

條共原案に可決し第四役員俸給の件は原案通り總金高八千圓以内に於て一切支辨する事に決し夫より役員を撰舉したるに左の通り當選せり

- | | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 棉花の部 | 田村 利七 | 肥料の部 | 奥三郎兵衛 |
| 鹽の部 | 濱口吉右衛門 | 油の部 | 吉村安之助 |
| 木綿の部 | 中村 磯八 | 雜穀の部 | 西川宗兵衛 |
| 綿織の部 | 小崎 保佑 | 綿絲の部 | 柿沼 谷藏 |
| 砂織の部 | 島津清左衛門 | | |
| 部外 | 銀林 綱男 | 小池佐一郎 | |

○**商品取引所專任委員會** 本日午前九時より東京商品取引所事務に於て專任委員會を開き定款の届出其他事務整理に關する協議を爲すよしなり

○**商品取引所理事長の互換** 別項に記載せる如く東京商品取引所の總會に於て理事十一名を撰舉したるも當撰者中當日出席せざりし人もあれば昨朝に至り其趣を本人に通知して承諾を求め本日の專任委員會までには理事長を互換する答なるが無驗銀林氏當撰すべしと云ふ

○**堺株式取引所の出願** 泉州堺市の實業家會館藤平氏外十五名の發起にて今度同市大町西四町四十番屋敷へ堺株式取引所を設立したる旨大阪府廳を經て其筋に出願せり同所の資本金は七萬五千圓にして一株を二十五圓と定め發起人は百五十株宛を引受け額は公衆より募集する答なりと云ふ

○**砂糖持合** 府下にて玉類は品により一二分方安直にて取引出來せるも其他は概して差したる高下なく持合の商況なり尤も玉類の内田田印は商氣強五五歩を唱へ居り買人は五五三分即ち二十分五分位までを唱へ手合は出來せず去る五日築地居留地の競賣にては三千六百圓の手合出來し其相場は左の如し

- | | | | |
|-------|----------|------|----------|
| 豆(ラマ) | 九圓六十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓四十七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓五十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓三十七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓四十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓二十七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓三十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓十七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓二十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓十二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |
| 豆(ラマ) | 九圓二錢五厘 | 豆(車) | 八圓七錢五厘 |

○**藥品類稍小墜** 一時爲換相場の下落に連れ頗る廉價の標を呈したるも爾來在荷の漸みしに人氣崩れとも云ふべき有様となりて不味の氣配を呈せしが昨今に至り價格上差したる變動はなきも多少手堅き氣配を呈し居れりと云ふ

○**特別輸出港と税關監吏** 第六議會の協賛を經て追加したる特別輸出港中室蘭は本月十五日より、伊木小樽は八月一日より、那覇は十月一日より何れも開港する事となりたるを以て税關屬四名監吏二名監吏補十二名を來月三日試験の上採用する答にて續々願書を差出すものと云ふ

○**九州鐵道會社收入旬報** 去る五月二十一日より三十一日迄の九州鐵道會社運轉總收入は二萬八千八百八十二圓八十三錢二厘にして内客車收入一萬千七百八十六圓三十一錢貨車收入六千二百九十六圓五十二錢二厘なり今之を昨年同月日間の收入に比すれば客車收入に於て七百三十三圓二十八錢を減じ貨車收入に於て三千五百二十圓六錢二厘を増し差引金二千八百六圓七十八錢二厘を増加せり又客車中の收入と昨年五月中の收入

とを比較すれば増加せり

○**兌換銀行** 日に至る一週及流通高等を至 自 五月五日 兌換銀行券發行 金貨及金銀 正貨金銀 公債証券 政府証券 商業証券 中央金庫有價証券 同種証券 流通 高

○**門司港** 門司港に於ける門司港に於ける

○**海軍經理** 打合の爲め昨昨

○**中立俱樂部** 對的の反對を

○**愛知縣會** 俱樂部に集會を

○**租米納金延納** 租米納金延納

○**大問題なり** 大問題なり

○**横濱に於て** 横濱に於て

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會

○**第六議會** 第六議會